



関西国際空港旅客ターミナルビル・エアロプラザ内 飲食店全面禁煙

関西国際空港では、健康増進法の主旨に基づき、旅客ターミナルビル内における受動喫煙防止の対策を進めておりますが、喫煙されないお客様と喫煙されるお客様双方が、より快適に当空港をご利用いただけるよう旅客ターミナルビル、エアロプラザ内の飲食店を、下記のとおり全面禁煙とします。

なお、喫煙に際しては別紙の喫煙所にて喫煙していただきますようご理解、ご協力をお願いします。

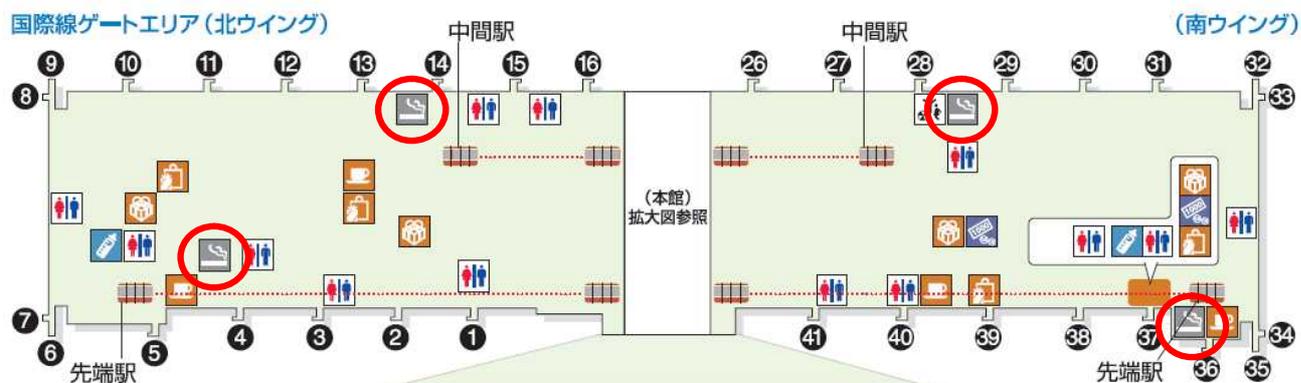
記

1. 全面禁煙開始日：2011年4月1日（金）
2. 対象店舗：旅客ターミナルビル、エアロプラザにおける全飲食店
（ただし、喫煙室を設置している飲食店については、喫煙可）

喫煙所：旅客ターミナルビル	一般エリア	11カ所
	国内線ゲートエリア	2カ所
	国際線ゲートエリア	5カ所
エアロプラザ		1カ所

旅客ターミナルビル喫煙所

国際線ゲートエリア

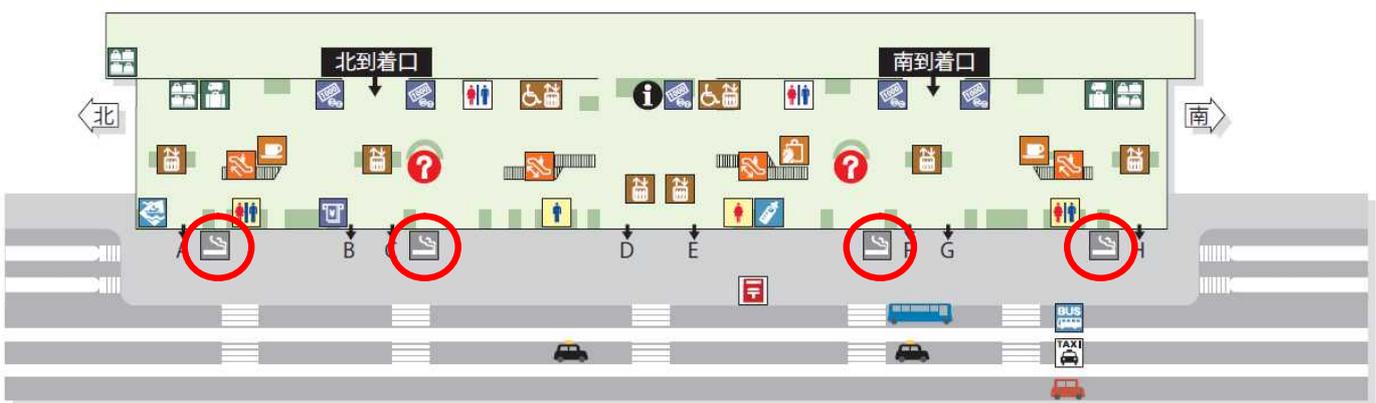


3階





1階



エアロプラザ内の喫煙場所

エアロプラザ 3階

